

国立大学法人東京農工大学共生科学技術研究院運営規則の一部改正

国立大学法人東京農工大学共生科学技術研究院運営規則を次のとおり改正する。

現行	改正	備考
<p>国立大学法人東京農工大学大学院共生科学技術研究院運営規則 平成16年4月7日 16研 経教 規則第1号</p> <p>第1条～第5条 省略</p> <p>(運営委員会)</p> <p>第6条 研究院に置く研究院運営委員会(以下「委員会」という。)は、次の各号に掲げる事項を審議する。</p> <p>1～2 省略</p> <p>3 委員会に委員長を置き、研究院長をもって充てる。</p> <p>4 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。</p> <p>5 委員会は、委員の4分の3以上の出席がなければ開くことができない。</p> <p>6 委員会の議事は、別に定めのある事項を除き、出席委員の3分の2以上をもって決する。</p> <p>7 委員会は必要に応じ、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。</p> <p>8 その他委員会について必要な事項は、別に定める。</p> <p>第7条～第10条 省略</p> <p>附 則 省略</p>	<p>第1条～第5条 省略(現行どおり)</p> <p>(運営委員会)</p> <p>第6条 研究院に置く研究院運営委員会(以下「委員会」という。)は、次の各号に掲げる事項を審議する。</p> <p>1～2 省略(現行どおり)</p> <p>3 委員会に委員長を置き、研究院長をもって充てる。</p> <p>4 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。</p> <p>5 <u>議長に事故があるときは、あらかじめ研究院長が指名した副院長が議長となる。</u></p> <p>6 委員会は、委員の4分の3以上の出席がなければ開くことができない。</p> <p>7 委員会の議事は、別に定めのある事項を除き、出席委員の3分の2以上をもって決する。</p> <p>8 委員会は必要に応じ、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。</p> <p>9 その他委員会について必要な事項は、別に定める。</p> <p>第7条～第10条 省略(現行どおり)</p> <p>附 則 省略(現行どおり)</p>	

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。